

短期入所生活介護
特別養護老人ホームライフピア河和田
重要事項説明書

ライフピア河和田は、介護保険の指定を受けています。
介護保険事業所番号 0870100476

ライフピア河和田は、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次により説明いたします。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要支援」、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

1	施設を経営する法人	2
2	水戸市から指定を受けている事業所の名称	2
3	ご利用の施設	2
4	居室の概要	3
5	職員の配置状況	3
6	当施設が提供するサービスと利用料	4
7	サービス利用をやめる場合（契約の終了について）	8
8	苦情の受付について	9
9	契約締結からサービス提供までの流れ	9
10	サービス提供における事業者の義務	11
11	サービス利用に関する留意事項	11
12	損害賠償について	12
13	身体拘束について	13
14	ハラスメント防止について	13
15	BCPの取り組みについて	13
16	感染症について	13
17	虐待防止について	13
18	第三者評価の実施状況	13
19	事故発生時の対応について	14

この重要事項説明書は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

1 施設を運営する法人

- (1) 法人名 社会福祉法人恒勝会
- (2) 法人の所在地 水戸市青柳町3796番地
- (3) 電話番号 029-224-5855
- (4) FAX 029-224-5856
- (5) 代表者名 理事長 上田 淳
- (6) 設立年月 昭和63年7月12日

2 水戸市から指定を受けている事業所の名称

- (1) 特別養護老人ホームライフピア青柳
- (2) 特別養護老人ホームライフピア河和田
- (3) 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームライフピア青柳
- (4) 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームライフピア河和田
- (5) ライフピア青柳通所介護事業所
- (6) ライフピア居宅介護支援事業所
- (7) ライフピア訪問看護ステーション

3 ご利用の施設

- (1) 指定の種類 指定介護老人福祉施設 平成12年1月31日指定
- (2) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームライフピア河和田
※ 当施設は特別養護老人ホームライフピア河和田に併設されています。
- (3) 所在地 水戸市河和田町4126番地201
- (4) 電話番号 029-257-6411
- (5) FAX 029-251-7330
- (6) 施設長 武田 秀
- (7) 開設年月日 平成11年5月10日
- (8) 利用定員 10人
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(10) 施設の目的

施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者の心身の状態に対応した適切なサービスと必要な機能訓練を行い、健康で明るい生活を営むことができるよう利用者の生活に行き届いた配慮をします。

(11) 運営方針

当施設は、短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものです。

4 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室、設備をご用意しています。個室への入居を希望される場合にはその旨お申し出ください。ただし、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

居室・設備の種類	室数	備 考	居室・設備の種類	室数	備 考
個室	16	洗面所完備	調理室	1	
2人部屋	18	5室は短期用	介護材料室	1	
医務室	1		車椅子便所	6	
静養室	1		事務室	1	
食堂	1	催しや行事にも使用する多目的ホールを兼ねています。			
娯楽室	1	利用者同士の団欒やお茶飲みに使っています。			
機能回復訓練室	1	平行棒、訓練用マットがあります。			
浴室	2	寝たままでも入浴できる機械浴と座位のままのリフト浴			
相談室	1	気軽に相談に応じています。			
家族室	1	家族の宿泊室です。			
洗濯室	1	利用者が使用できる洗濯機があります。			
4人部屋	2	長期入所に使用しています。			
会議室	1	相談室と兼ねて使用しています。			

☆ 居室・設備は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられているものです。この施設・設備の利用に当たっては、居室の利用料（滞在費）を別途ご負担いただきます。

☆ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定いたします。

5 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホームの職員が兼務しています。）

(1) 職員の配置状況 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種		配置人員	職 種		配置人員
1	施設長	1	5	介護支援専門員	1以上(兼務)
2	生活相談員	1以上	6	栄養士	1以上
3	看護職員	3以上	7	機能訓練指導員	1以上(兼務)
4	介護職員	17以上	8	医師	1以上(非常勤)

(2) 主な職員の勤務体制

職 種	勤務体制
1 医 師	毎週水曜日 午後1時30分～2時30分
2 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 2名
	日曜日 午前9時30分～午後6時30分 1名
3 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	午前7時～同9時 4名
	午前9時～午後6時30分 8名
	午前11時30分～午後4時30分 9名
	午後4時30分～翌日午前9時30分 2名

(3) 主な職員の職務内容

- 介護職員 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員（看護職員を含む。）を配置しています。
- 看護職員 主に利用者の健康管理、療養上の世話や機能訓練指導を行います。日常生活上の介護、介助も行います。4名の看護職員を配置しています。
- 生活相談員 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。
- 機能訓練指導員 利用者の機能訓練を担当します。看護職員が兼務します。
- 介護支援専門員 利用者にかかわる短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成し ます。1名の介護支援専門員を配置しています。
- 医 師 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。嘱託で1名の医師を配置しています。

6 当施設が提供するサービスと利用料

当施設では、利用者に対して次のサービスを提供します。このサービスについては、

- ① 利用料が介護保険から給付される場合
- ② 利用料の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 基準介護サービス

入所した場合の食費と居住費については、負担限度額（自己負担の上限額）を支払うこととなります。（所得の状況により、費用負担が変わります。）

それ以外のサービスについては、通常9割が介護保険から給付されます。

① 食事の提供

- ・ 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状況、嗜好を

考慮した食事を提供します。

- ・ 利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご希望により居室で食事をとることも可能です。

(食事時間)

朝食 午前 7時30分から

昼食 午前 11時30分から

夕食 午後 5時30分から

② 入浴介助

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うことができるように努めます。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) サービス利用料 (1日あたり)

☆利用料は、別紙の通りとなります。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全部をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆食費は一食ごとに設定してあります(前記(1)の①をご参照ください。)。提供した分の食費を負担していただきます。

(3) 基準介護サービス以外のサービス

次のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

◎ サービスの概要と利用料金

① 介護保険給付の支給限度を超える短期入所生活介護サービス

ア 個室利用の場合

(1日あたり)

利用者の要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	8,059円	9,315円	9,979円	10,771円	11,604円	12,416円	13,208円

イ 定員2人以上の居室の場合

(1日あたり)

利用者の要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	7,743円	8,999円	9,663円	10,455円	11,288円	12,100円	12,892円

② 特別な食事

利用者のご希望に基づく特別な食事：要した費用の実費

③ 複写物の交付

利用者及び契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合：1枚につき 10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活においても通常必要となる次の費用につきましては、契約者にご負担いただきます。

○ 実費負担となるもの

- ・日常生活品の購入代金
- ・電話代
- ・外食代金・嗜好品購入代金
- ・理美容師による理髪サービス

○ 経費相当額を負担いただくもの

- ・居室で個人的に使用するテレビ：1台につき日額20円
- ・居室で個人的に使用する冷蔵庫：1台につき日額20円

○ その他、負担いただくもの

- ・口座振替、事務手数料 月額500円
- ・買い物代行 月額500円

利用者が必要なものを、職員が代行して、直接又は通信販売等で購入する場合にご負担いただきます。

- ・内服処方代行 1回500円

利用者に代わり、職員が内服の処方を取りに行く場合にご負担いただきます。

⑤ 外出の付添い

利用者が個人的な理由で外出（体調不良等により施設の協力医療機関又は施設の嘱託医が指定する医療機関へ移送する場合は除く。）し、職員が付き添う次の場合

- ・施設の車両を使用した場合：介護する職員1人につき1時間まで2,000円とし、1時間を超える30分ごとに1,000円を加える。（運転している時間の職員を除く。）

- ・交通機関を利用した場合：前記の額に職員分の旅客運賃等を加算した額

(4) 利用料のお支払い方法

前記(1)、(2)及び(3)の料金・費用は、1か月ごとに又はサービス終了時に計算し、支払いは、下記の通り引落とし又は振込みの方法によりお支払いいただきます。
(口座引落日は翌月28日)。

ア ゆうちょ銀行口座からの自動引落とし

イ 茨城県内下記5金融機関の口座からの自動引落とし

- ・筑波銀行
- ・常陽銀行
- ・水戸信用金庫
- ・茨城県信用組合
- ・茨城県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合

※ 利用開始までに3か月程度かかります。その間は振込みをお願いいたします。

ウ 下記銀行口座への振込み

筑波銀行赤塚支店 普通預金 口座番号 0834851
口座名義 特別養護老人ホームライフピア河和田
施設長 武田 秀

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。

協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
石島整形外科医院	水戸市青柳町505番地	整形外科、外科、内科等
大久保病院	水戸市石川4丁目4040-32	内科、外科、泌尿器科 皮膚科、整形外科等

(6) 利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として自己負担相当額をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を提示して協議します。

利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

その場合、既実施されたサービスに係る利用料はお支払いいただきます。

7 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から、利用者の要介護認定等の有効期限までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

(1) 契約の終了

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

ア 利用者が死亡した場合

イ 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

ウ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

エ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

オ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(2) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間内であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、次の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

ア 介護保険給付対象外サービスの利用料の変更に同意できない場合

イ 施設の短期入所生活介護事業規程の変更に同意できない場合

ウ 利用者が入院された場合

オ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合

カ 事業者又はサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合

キ 事業者又はサービス従事者が、守秘義務に違反した場合

ク 事業者又はサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

ケ 他の利用者が、利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの契約解除の申し出

次の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

ア 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な

事情を生じさせた場合

イ 契約者による、サービス利用料の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

ウ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

エ 利用者、利用者の家族等から、職員の人格を否定する言動、暴力、セクシュアルハラスメント等の職員の尊厳を傷つける行為、いわゆるカスタマーハラスメントに該当する行為があった場合

(4) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は、利用者の心身の状況、生活環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は、次の専用窓口で受け付けています。

- 苦情受付窓口 生活相談員 大川 博文
- 受付時間

毎週月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時30分まで
また、苦情受付ボックスを事務室カウンターに設置しています。

(2) 行政機関の苦情受付

- 水戸市介護保険課

水戸市中央1丁目4番1号

電 話 029-224-1111 (代表)

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

- 茨城県長寿福祉課

水戸市笠原町978番地の6

電 話 029-301-3343

受付時間 午前9時から午後4時まで

- 茨城県国民健康保険団体連合会

水戸市笠原町978番地の26

電 話 029-301-1565

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

9 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サ

サービス計画（ケアプラン）」がある場合にはその内容を踏まえ、契約締結時に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは、次のとおりです。

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。
- ② 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、又は利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。
- ④ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービスの流れは、次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合

- ・居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- ・短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、利用料を一時全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

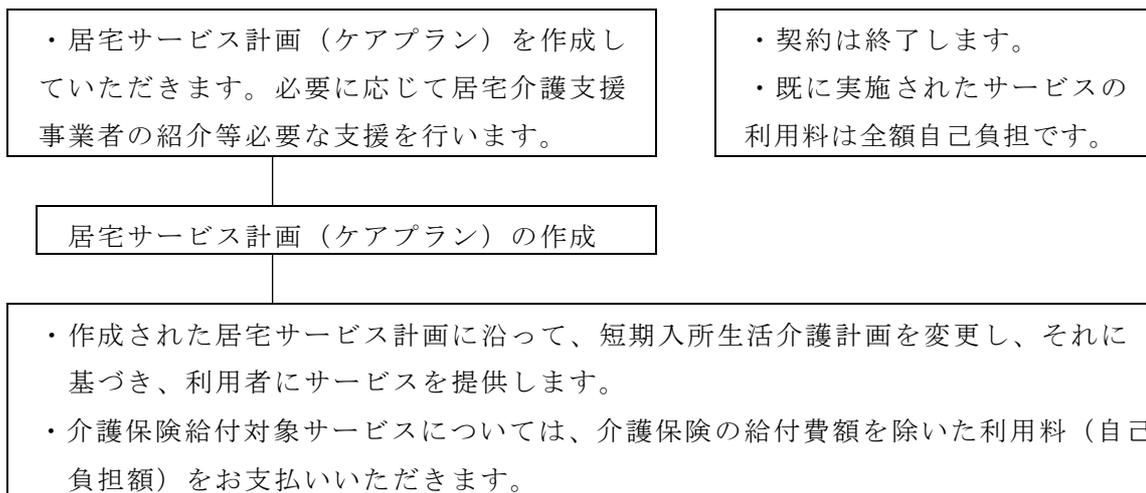
- ・作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた利用料（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合

- ・要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- ・短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、利用料を一時全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合

自立と認定された場合



10 サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認を行います。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 利用者へのサービス提供時において、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するに当たって知り得た契約者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏らしません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

※ 利用者の安全確保には最大限配慮いたしますが、それでも、目が届かない時間帯もあり、転倒、転落、体調急変等が生じる恐れがありますので、あらかじめご了承ください。

11 サービスの利用に関する留意点

当施設のご利用に当たって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

(1) 持込みの制限

利用に当たり、居室での生活空間や非常の際の安全確保からみて持込品を制限しています。原則として、日常生活用品、衣類、テレビ、書籍類、小物類は持ち込んでも構いませんが、大物の持込みについてはご遠慮いただきます。

食べ物、飲み物の差し入れについては、利用者の安全を守るため、食中毒予防等のため、別紙チラシの通り制限がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

(2) 面会

面会時間は、午前7時30分から午後6時30分までを原則とします。この時間帯以外は、防犯上施錠しますので、この時間以外の面会については、前もってご連絡いただくようお願いいたします。なお、緊急の場合には、玄関のインターホーンで職員にご連絡ください。

面会の際には、恐れ入りますが面会簿にご記入いただき、職員に一声かけてください。飲食物の持込みがある場合には、食事等による健康管理に影響がありますので、職員に届け出るようお願いします。

なお、当面の間、新型コロナウイルス等の予防のため、予約制で30分間の面会としておりますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 外出

外出をされる場合には、事前にお申し出ください。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、食事に係る自己負担額はその分免除されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

ア 居室及び教養施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

イ 故意に、また、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ウ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。この場合、ご本人のプライバシー等の保護に十分な配慮を行います。

エ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 紛失、利用者間のトラブル防止等のため、原則として、利用者の現金所持はお断りしています。ご協力をお願いいたします。

(7) 喫煙

施設内では、喫煙スペース以外での喫煙はできません。

1 2 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、そ

の損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

13 身体拘束について

当施設では身体拘束等適正化検討委員会を設置しています。原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合は慎重な検討を行い、利用者及びその家族に対して説明し同意を得た上で適正に行います。

- ① 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」「身体拘束等の実施記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記入するものとします。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとします。
- ③ 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

14 ハラスメント防止について

- ① 当施設は「ハラスメントの防止に関する規則」に基づいた取り扱いを行います。職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントを防止するために職員が遵守すべき事項を定め、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- ② 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合は、利用契約の解約等の措置を講じます。

15 BCP（業務継続計画）の取り組みについて

当施設は、災害や感染症等の発生の際は、利用者へのサービス提供が困難になることが予想されるため、「地震風水害等発生時の業務継続計画」及び「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」の指針に基づいた取り扱いをするものとします。

16 感染症について

施設内において「新型コロナウイルス」「インフルエンザ」「ノロウイルス」「疥癬」「食中毒」等の感染症発生及びまん延しないように「感染症マニュアル」に基づいた取り扱いを行います。生活における衛生と、利用者及び職員の健康を維持するように努めます。

17 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待を防止するための職員に対する研修の実施。
- ③ その他虐待防止のための必要な措置。

18 第三者評価の実施状況

当施設では、第三者評価は実施していません。

19 事故発生時の対応について

職員は、ご利用者の心身の状況に急変その他緊急事態が生じた時は、協力医療機関及び利用者の家族に連絡し、適切な措置を講じるものとします。

なお、入院や緊急手術が必要と医師から診断された際に、利用者のご家族等と連絡が取れないまま判断しなければならないときは、施設長が最良と思える判断を行いますので、あらかじめご了承ください。（別紙、同意書があります。）

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 恒勝会

理事長 上田 淳

指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームライフピア河和田

説明者 職 氏名 生活相談員 大川 博文 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

〒

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、以上の説明に立会い、内容について説明を受け、内容を確認いたしました。私は、本人の意思を確認し、本人に代わり署名を行いました。

〒

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

本人との関係 _____